



会津美里町 投票区再編実施計画

投票所は遠くなっても、
あなたの1票は遠ざけない。
誰もが安心して投票できる環境へ。

会津美里町では、将来にわたり安心して投票できる仕組みを構築するため、投票区の再編及び投票機会の確保に取り組めます。これまでの投票所の数が減少し、投票所までの距離的な負担は増えますが、真に移動手段が必要な有権者への支援を実施し、有権者の「投票する権利」を守ります。

目次

はじめに.....	1
I 現状及び背景.....	2
1 投票区.....	2
2 有権者数と投票率.....	3
(1) 有権者数の推移.....	3
(2) 投票率の推移.....	3
3 年代別投票率.....	4
4 期日前投票者数と当日投票者数の推移.....	5
(1) 期日前投票について.....	5
(2) 当日投票について.....	6
5 投票区別の当日投票者数.....	7
6 投票区までのアクセス.....	7
7 投票所・期日前投票所設置及び運営状況.....	8
(1) 人員.....	9
(2) 場所.....	9
(3) 経費.....	10
(4) 投票所の環境.....	11
II 解決すべき課題.....	12
1 選挙制度と投票実態の乖離.....	12
2 当日投票所の非効率な運営構造.....	13
3 投票環境の格差是正.....	13
4 投票機会の不均衡解消.....	13
III 投票区再編の基本方針.....	14
1 基本的な考え方.....	14
2 再編の方向性.....	14
(1) 【数の転換】 実態に即した投票区の再編.....	15
(2) 【質の転換】 安心して投票できる投票環境の確保.....	15
(3) 【手段の転換】 真に必要な有権者への移動支援.....	15
3 投票区再編の実施計画.....	15
(1) 投票区再編の実施.....	15
(2) 再編による効果.....	20
【数字に見える効果】.....	20
【数字では表せない効果】.....	21
(3) 再編内容の実施時期.....	23
(4) 今後のスケジュール.....	23
IV 投票区再編に伴う支援策.....	23
1 基本的な考え方.....	23
2 投票区再編に伴う具体的支援策等.....	24

(1) デマンド交通(美里あいあいタクシー)を活用した投票移動支援.....	25
(2) 介護・福祉タクシーを活用した投票移動支援.....	25
(3) 移動期日前投票所.....	26
(4) 投票参加応援パートナー制度.....	26
(5) 投票に行くことが自然な選択となる周知啓発.....	27
3 支援策により目指す姿.....	27
V 計画の評価及び進捗管理.....	27
VI 資料編.....	29
資料1 投票所までのアクセス状況.....	29
資料2 当日投票所運営経費の比較検証.....	33
資料3 投票区再編パターンの比較検証.....	34
資料4 投票所施設環境一覧.....	35

はじめに

本町の選挙における投票区の状況は、平成 17 年 10 月の合併に際し、旧町村において設定されていた 30 投票区をそのまま引き継ぎ、現在に至るまで同数の投票区により選挙を執行している。

一方、合併から令和 7 年 10 月で 20 年が経過し、この間、人口減少や少子高齢化の進行により地域社会の構造は大きく変化しており、加えて期日前投票の定着やインターネットを活用した選挙情報の発信により、有権者の投票行動も多様化している。さらに、投票所施設の老朽化やバリアフリー対応の遅れ、投票管理者及び投票立会人の確保が困難になるなど、投票区を取り巻く環境には様々な課題が顕在化している。

これまで本町においては、選挙の適正な執行を確保するため、必要に応じて投票環境の維持に努めてきたところですが、投票区のあり方について体系的な見直しまでには至らず、投票区ごとの環境や運営体制に差が生じている状況にある。

加えて、激変する社会情勢と依然として厳しい財政状況の中、限られた人的・財政的資源を効果的に配分することも問われている。この投票区再編の取り組みが、選挙という民主主義の根幹を一過性のものではなく、将来にわたり安定的に維持していくためにも、持続可能な投票環境を構築することが喫緊の課題である。

今回の投票区再編にあたっては、「効率的な執行体制の確立」と「有権者の権利保障」は表裏一体であり、どちらか一方が欠けても本計画の完遂はないことを強く認識している。この再編が、単なる効率化に主眼を置くのではなく、再編により一部の有権者に生じる投票行動での負担を真摯に受け止め、「有権者の投票する権利を将来にわたり実質的に保障する」施策を真に必要な有権者に対して確実に講じることにより、公平性を担保した投票機会の確保を実現することが最重要である。

これらの山積する課題に対し、本町が目指すべき投票区の在り方を主体的に、かつ総合的に検討するため、公募委員、学識経験者及び各種団体の代表者等により構成する「会津美里町投票区再編検討委員会」を設置した。この委員会では、すべての投票区の現状を評価するとともに、「安心して行きやすい投票環境をいかに確保するか」

「高齢者や交通弱者の足をどう確保するか」など、有権者や関係者など現場の声を踏まえた検討を重ね、数字上の効率を求めるのではなく、本町の実情に即した「持続可能な投票環境」を実現するため、多角的な視点から協議してきた。

本計画は委員会における検討結果をまとめた答申を最大限に尊重しつつ、会津美里町選挙管理委員会として、有権者の権利を公平に保障することを最重要事項として掲げ、将来にわたり安定的かつ公平な選挙執行体制を確立・維持することを目的に、投票区の再編等に関する基本的な考え方及び具体的な取り組みを示す指針として策定する。

令和 8 年 6 月
会津美里町選挙管理委員会

I 現状及び背景

1 投票区

本町における投票区は、平成 17 年 10 月の旧町村において設定されていた 30 投票区をそのまま 20 年間引き継いで選挙を執行している。

◆会津美里町公職選挙等執行規程別表第 2（抜粋）

投票区名	投票所	区域
高田第 1 投票区	会津美里町役場本庁舎	高田第 1 区、高田第 2 区、高田第 3 区、高田第 4 区、高田第 5 区の 1、高田第 5 区の 2、高田第 5 区の 3、高田第 6 区、高田第 7 区の 1、高田第 7 区の 2、高田第 7 区の 3、高田第 8 区の 1、高田第 8 区の 2、高田第 9 区、高田第 10 区、下中川、新堀
高田第 2 投票区	御田多目的集落センター	高田第 11 区、高田第 12 区の 1、高田第 12 区の 2、高田第 13 区の 1、高田第 13 区の 3
田川投票区	安田公民館	高田第 13 区の 2、高田第 14 区、高田第 15 区
永井野投票区	宮川小学校	永井野第 1 区、永井野第 2 区、永井野第 3 区、永井野第 4 区、永井野第 5 区、永井野第 6 区、永井野第 7 区、上戸原、杉屋、中道、向川原
荻窪投票区	荻窪農業構造改善センター	荻窪、松沢
旭投票区	旧宮川生涯学習センター旭分館	上杉、下杉、岩淵、箕作、北村、館、池ノ端、袖山、無量、長岡、寺入、小川窪、下小川、上小川、駒谷、大黒沢、市野
藤川投票区	旧藤川小学校	西勝、竹原、上中川、富岡、領家、藤田、沖ノ館、田中
橋爪投票区	橋爪公民館	橋爪、入豆田
赤留投票区	赤留集会所	赤留、中ノ山
八木沢投票区	八木沢公民館	八木沢、寺崎
雀林投票区	雀林集落センター	雀林
尾岐投票区	松岸農事集会所	尾岐窪、吉田、小山、松岸、冑
西尾投票区	西尾甲部集会所	西尾、大室、清水、宮川
東尾岐投票区	東尾岐 2 区集会所	東尾岐第 1 区、東尾岐第 2 区、東尾岐第 3 区、東尾岐第 4 区、東尾岐第 5 区
本郷第 1 投票区	会津美里町役場本郷地域づくりセンター（本郷庁舎）	本郷第 3 区、本郷第 4 区、本郷第 5 区、本郷第 6 区、本郷第 7 区、本郷第 8 区、本郷第 9 区、本郷第 10 区、本郷第 11 区、本郷第 12 区、本郷第 13 区、本郷第 14 の 1 区、本郷第 14 の 2 区、本郷第 15 区、本郷第 16 の 1 区、本郷第 16 の 2 区、本郷第 17 区、本郷第 18 の 1 区、本郷第 18 の 2 区、本郷第 18 の 3 区、本郷第 19 の 1 区、本郷第 19 の 2 区、本郷第 27 区、柳西
本郷第 2 投票区	福永集落センター	福永、相川
本郷第 3 投票区	関山集落センター	関山、栃沢
本郷第 4 投票区	螺良岡集落センター	福光、螺良岡、八重松
本郷第 5 投票区	大門公会堂	大石、大門、堀滝
本郷第 6 投票区	入宗構造改善センター	入宗、馬越
本郷第 7 投票区	新町集落センター	本郷第 2 区、本郷第 20 区、本郷第 21 区、本郷第 22 の 1 区、本郷第 22 の 2 区、本郷第 23 区、本郷第 24 区、本郷第 28 区、本郷第 29 区
本郷第 8 投票区	駅前会館	本郷第 1 区、本郷第 25 区、本郷第 26 区、本郷第 30 区、本郷第 31 区
新屋敷投票区	会津美里町役場新鶴地域づくりセンター（新鶴庁舎）	新屋敷、新屋敷新田、立行事、沖中田、阿久津、駅前、吹上台
沢田投票区	沢田公民館	和泉新田、沢田、蕎麦ノ目
出戸田沢投票区	出戸田沢構造改善センター	出戸田沢、大久保
入田沢投票区	入田沢公民館	入田沢、沼山
佐賀瀬川投票区	佐賀瀬川公民館	佐賀瀬川、長尾、仏沢、上平
根岸投票区	新鶴こども園	根岸、米沢
境野投票区	境野公民館	境野、桧ノ目、桧ノ目新田
下小沢投票区	下小沢公民館	梁田、大石ノ目、上小沢、下小沢

2 有権者数と投票率

本町における有権者数と投票率の現状分析を行い、課題等を整理します。その課題等は次のとおり。

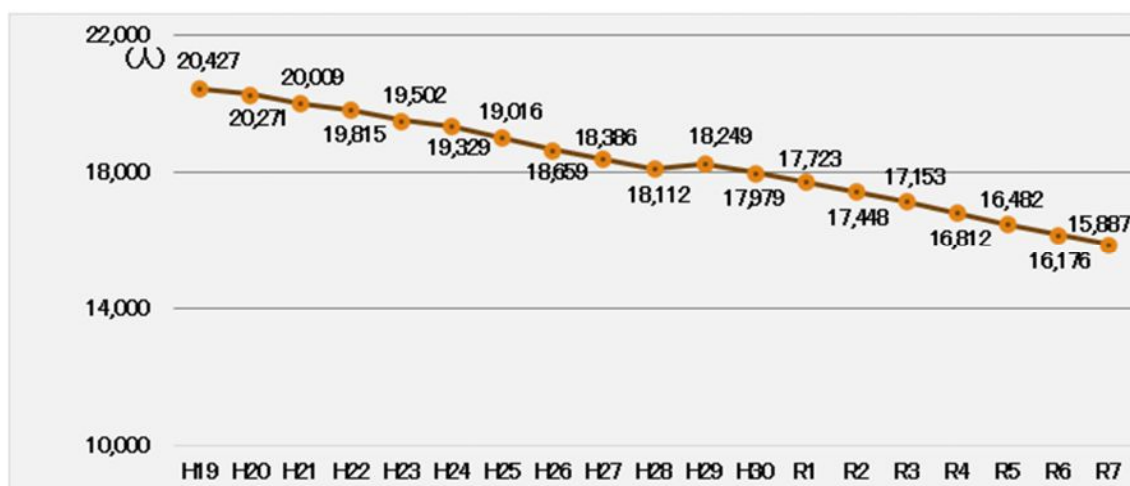
- 有権者の継続的な減少による現行体制の維持困難
- 選挙の種類によって投票率の大きな変動と低迷
- 有権者数の減少に連動しない安定的な投票基盤の欠如

(1) 有権者数の推移

平成 19 年度から令和 7 年度までの有権者数の推移は次のとおり。

有権者は、年々減少し続けており、平成 19 年度と令和 7 年度では 4,540 人が減少（減少率は 22%）し、従来の投票体制の維持が難しくなっている。

◆表1 有権者数の推移

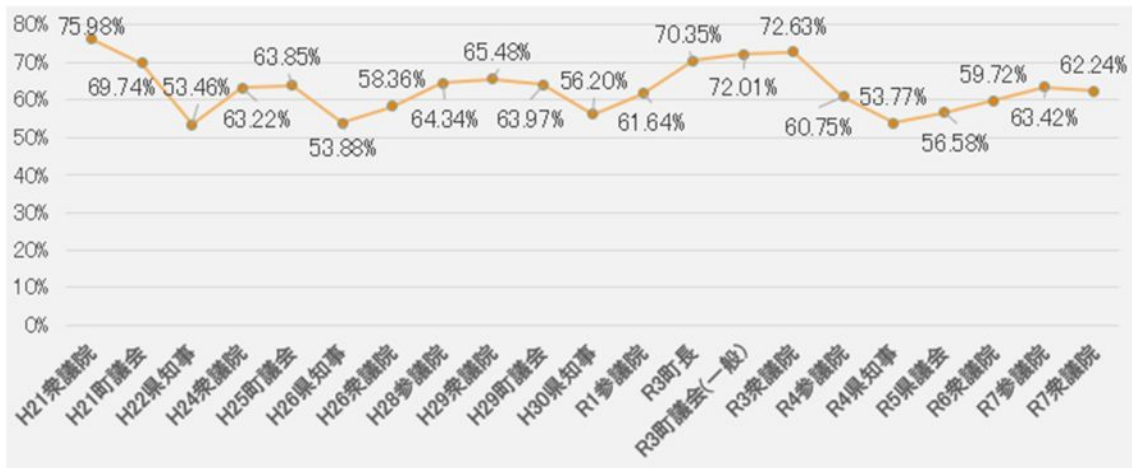


(2) 投票率の推移

平成 21 年度から令和 7 年度までの投票率の推移は次のとおり。

有権者は年々減少し続けているものの、投票率は大きな変動はないが、最高は平成 21 年度衆議院選挙の 75.98%で、最低は令和 4 年度福島県知事選挙の 53.77%で、特に福島県知事選挙は平均 54.32%と投票率が低い傾向にあり、安定した高い投票率を維持しているとは言い難い。

◆表2 投票率の推移



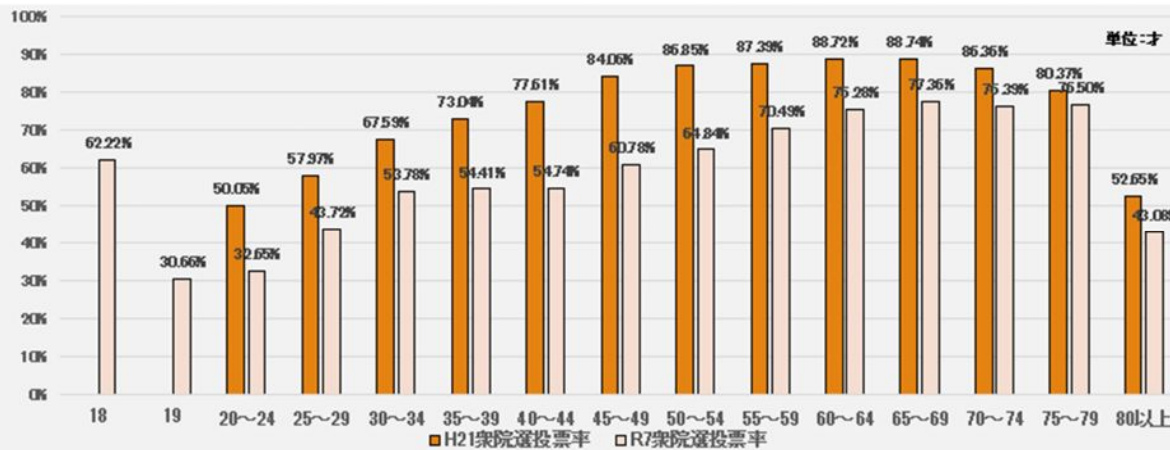
3 年代別投票率

本町における年代別投票率を見ると、年齢が高くなるにつれて投票率が高くなる傾向が全国と同様に一貫して見られ、特に 60 歳以上の高齢層では 70% から 80% 台の高い水準で推移している。一方、20 歳台から 30 歳台、40 歳前半の若年層では投票率が低く、特に 20 歳台では投票率が低く、年代間でも大きな差が生じている。この投票率が低い若年層の状況を見ると、20 歳台は就学、就職、転居など生活環境の変化と、選挙への関心・習慣が不十分であり投票が「自分ごと」として認識されにくい年代で、投票に「行かない」のではなく「行くきっかけがない」など行く理由が弱い傾向が伺える。30 歳台は 20 歳台より投票率は上昇するものの、子育て・仕事の両立や平日・休日ともに予定があるなど様々な時間制約がある年代であり、「行きたいが時間が取れない」など投票の優先順位が低くなる傾向が伺える。40 歳前半は投票率が高くなるものの、高齢層と比較すると依然差がある。この年代は、家庭・地域活動でも責任が高まる年代となり、「投票に行く意思はあるがその機会に左右される」など投票の利便性に左右される傾向があることが伺える。

このように、全国的な年代別投票率の状況と同様に、本町においても投票率は主として高齢層によって支えられている構造となっていることから、投票率の維持は高齢層への的確な支援が重要となる。また、近年では、期日前投票者数が増加しており、投票者は利便性の高い手段を選択する傾向が見られていることから、投票行動は投票環境に大きく影響を受けていることから、「行きやすい」「投票しやすい」環境を整えることも重要となる。

一方、投票に関心のない層、家庭・仕事・地域活動で時間制約がある層、さらには移動手段がなく投票を棄権していた層など、これまで投票の意思を有しながらも、やむを得ず投票を断念していた層が一定程度いることから、投票率の上昇に直接つながる層に対する投票機会の確保策も極めて重要となる。

◆表3 年代別投票率の推移



4 期日前投票者数と当日投票者数の推移

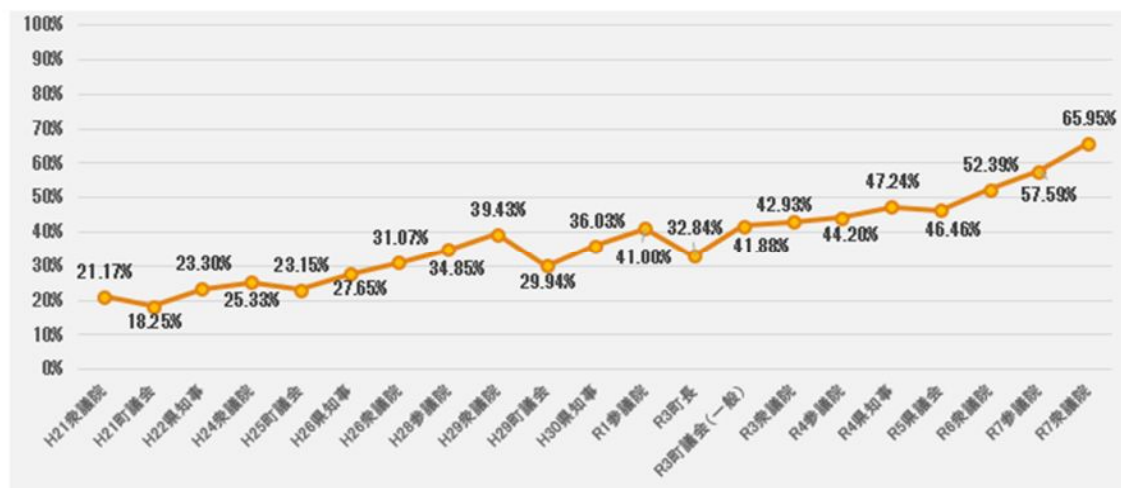
本町における期日前投票者数と当日投票者数の現状を分析し、課題等を整理します。その課題等は次のとおり。

- 「当日投票」を前提とした既存体制と利用実態の乖離
- 利便性を重視する「都合のいい時に投票する」スタイルへの転換
- 場所や時間に縛られない「行きやすい投票環境」の整備要請

(1) 期日前投票について

投票率(表2参照)は約53%から約75%での範囲で大きな下落もなく一定程度の数値を維持している。一方、期日前投票では、約20%前後から令和7年度衆議院選挙では65.95%と約3倍に増加している。その要因として、投票しやすい期日前投票を選択しており、平成15年に導入された期日前投票が宣誓書の簡素化などにより誰でも利用できる制度になるなど、それまでの“当日投票に合わせ投票する”から、“都合のいい時に投票する”という投票行動にシフトしている。また、有権者は年々減少しているが、投票率は一定程度の数値を維持している背景を分析すると、“行ければ投票する”という投票行動意識が大きく、投票行動は投票環境に強く左右されている。この期日前投票者数の増加は、利便性の向上が投票行動に直結することが伺える。

◆表4 期日前投票者数の推移

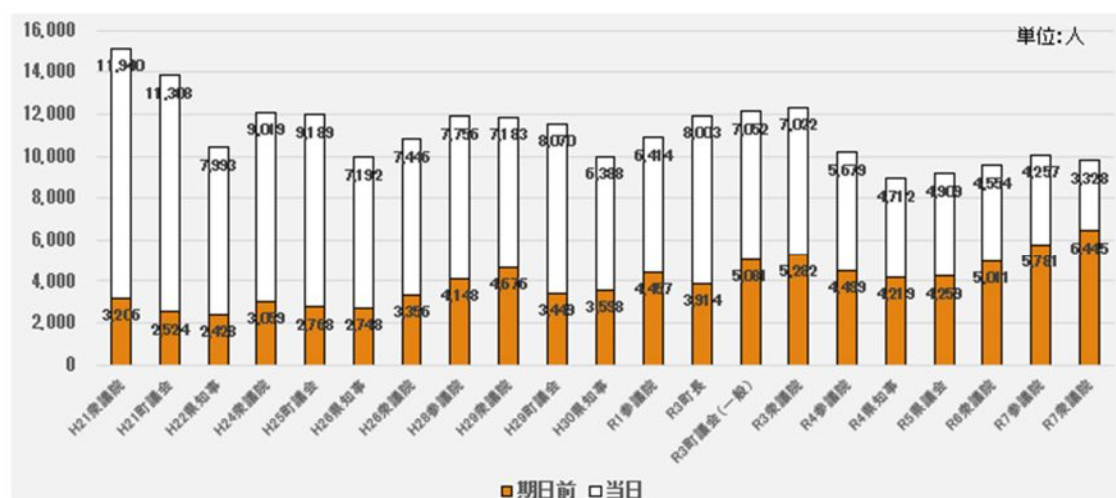


(2) 当日投票について

投票率は一定程度の数値を維持している一方、当日投票者数は、平成21年度衆議院選挙では11,940人(下表最大)に対し、令和7年度衆議院選挙では3,328人(下表最小)となり、下表資料では8,612人減少(減少率72%)し、大幅に減少している。これは、当日投票離れが明らかとなり、“投票しない”ではなく、“投票しやすい”に投票行動が変わったことが伺える。直近の令和7年度衆議院選挙では当日投票者数が3,328人(投票総数の34.05%)で、期日前投票者数が6,445人(投票総数の65.95%)となり、完全に投票行動の変化が起きている。これは、“当日に選挙に行く”前提で投票区を維持するよりも、“投票に行きやすい”環境を整備することが合理的である。

このように、投票行動は“場所と時間に縛られず、行きやすい形”へ変化している。

◆表5 当日投票者数の推移



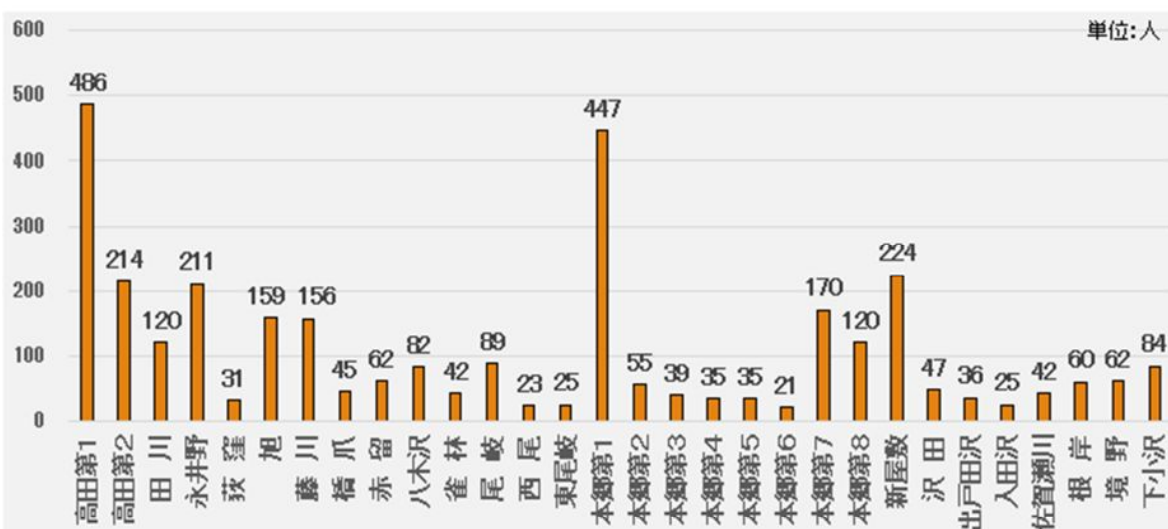
5 投票区別の当日投票者数

本町における令和7年度衆議院選挙の投票区別当日投票者数を見ると、最大は高田第1投票区の486人、最小は本郷第6投票区の21人であり、その差は約23倍となっている。内訳は、高田第1投票区（本庁舎）、本郷第1投票区（本郷庁舎）の2箇所（6.6%）が400人を超えている一方で、100人から200人の投票区は8箇所（26.7%）にとどまり、残る20箇所（66.7%）は100人未満となっている。

このように、投票区ごとの当日投票者数は大きなばらつきが見られ、多くの投票区において、非効率な投票区運営となっている実態がある。その要因としては、人口減少に伴う有権者数の減少に加え、期日前投票の普及・定着により当日投票者数が年々減少する一方で、投票区の構成が合併時のままとなっている。その結果、投票区数と当日投票者数の実態との間に乖離が生じており、現行の投票区のあり方について、効率性及び実態との整合性の観点から見直しが必要な状況にある。

この当日投票における投票区数の見直しにあたっては、従来の当日投票を前提とした配置から、実際の投票行動に即した体制への転換が急務である。

◆表6 投票区別の当日投票者数(令和7年度衆議院選挙時)



6 投票区までのアクセス

本町における行政区から投票所までの距離を調査した結果、自治区から投票所までの距離が3km以内となっている自治区は143箇所あり、全体の91%を占めている。

一般的な道路環境において、自家用自動車による移動距離3km未満は概ね5分程度で移動可能な距離圏と考えられることから、本町においては、多くの自治区

が自家用自動車による短時間での移動が可能な範囲に投票所が設置されている状況となっている。

一方で、投票所までの距離が3 km以上となっている自治区は14 自治区あり、全体の約9 %となっている。これらの自治区の多くは中山間地域や周辺部に位置しており、道路形状や地理的条件により移動時間が長くなる傾向が見られる。

また、投票所までの距離が6 km以上となる自治区も1 地区あり、地域によって投票所へのアクセス環境に差が生じている。

◆表7 自治区から投票所までの距離等

自治区から投票所までの距離	自治区数(割合)	自家用車での移動時間
1 km未満	50 自治区(31.85%)	概ね5 分以内
1 km以上	77 自治区(49.04%)	概ね5 分以内
2 km以上	16 自治区(10.19%)	概ね5 分程度
3 km以上	7 自治区(4.46%)	概ね10 分程度
4 km以上	3 自治区(1.91%)	概ね10 分超
5 km以上	3 自治区(1.91%)	概ね10 分～15 分程度
6 km以上	1 自治区(0.64%)	15 分程度超

現在においては、自家用自動車による移動が日常生活の基本となっており、通勤、通院、買い物等とあわせて投票を行う生活行動が一般的となっている。また、近年は期日前投票の利用割合も増加しており、有権者が投票日や時間帯を柔軟に選択する傾向が強まっている。

しかしながら、投票所までの距離が比較的近い施設であっても、段差、駐車場不足、空調設備、冬期間の安全性等に課題を抱える施設も存在しており、「距離が近いこと」と「安心して投票しやすいこと」が必ずしも一致していない状況にある。

このことから、投票環境については、単に投票所までの距離のみで評価するのではなく、施設環境やアクセス性を含めた総合的な視点で整理する必要がある。

7 投票所・期日前投票所設置及び運営状況

本町における投票所・期日前投票所の設置及び運営状況を分析し、課題等を整理します。その整理した課題等は次のとおり。

- 投票実態と固定的な人員配置との著しい乖離
- 近距離配置による利便性確保の限界と移動不安の増大
- 投票者数の格差に伴う執行経費の著しい不均衡
- 施設環境の差に起因する投票機会の不平等
- 費用対効果を損なう非効率な運営構造の常態化

(1) 人員

投票所の人員配置は、期日前投票所においては、受付及び投票用紙交付事務を業務委託により実施しているものの、投票管理者及び立会人3人を配置している。また、当日投票においては、事務従事者3名と投票管理者及び立会人3人の計6人体制で運営しており、その人数は職員で約100人、投票管理者等で90人を配置している。

このように、投票所の運営にあたっては、投票者数の多少にかかわらず、一定の人員配置が必要となる構造となっている。その一方で、投票所の施設環境に大きな差があり、期日前投票所を役場庁舎に設置していることから、高齢者や身体に不安のある有権者でも安心して投票しやすい環境にある。また、投票終了時刻が午後8時と仕事帰りの有権者にも利用できる体制となっており、心理的安全性や利便性の高さから期日前投票者数は増加している。

その結果、当日投票者数は減少傾向にあるにもかかわらず、当日投票所においては従来どおりの人員配置が維持されており、少人数の投票区においても対応可能な最低限の人員を配置することになり、結果として人員配置と投票実態との間に乖離が生じている。

(2) 場所

投票所の場所は、期日前投票所は役場3庁舎に設置し、有権者が安心して投票できる施設環境となっている。その一方で、当日投票所の30箇所の内訳は公共施設が5箇所(16.7%)、地区の集会所等が24箇所(80.0%)、その他1箇所(3.3%)となっており、これまでの当日投票における有権者が徒歩等でアクセス可能な距離に配置することを基本に整備している。

しかしながら、人口減少や高齢化の進展により、自家用車を運転しない高齢者や高齢者世帯の増加など、移動に不安を抱える有権者も増えており、従来の「近距離に配置すること」による利便性の確保には限界が生じている。

2025 年期日前投票所



本庁舎(じげんプラザ)



本郷地域づくりセンター(本郷庁舎)



新鶴地域づくりセンター(新鶴庁舎)

2025 年当日投票所



東尾岐投票所



佐賀瀬川投票所



佐賀瀬川投票所

(3) 経費

選挙執行経費は、令和7年度参議院選挙合計は21,502千円であり、そのうち当日投票（全30箇所）に係る経費は7,180千円（経費総額の33.4%）となっている。

また、当日投票における1投票所当たりの経費は239千円となり、当日投票に係る経費は、投票所の設置数に応じて発生し、投票者数の多少にかかわらず一定の経費が必要となる。

さらに当日投票者1人当たりの経費は平均2,173円であり、当日投票者が一番多い高田第1では1人当たり492円に対して、一番少ない本郷第6では1人当

たり 11,381 円となり、同じ投票であっても最大 23 倍の差が生じている。

このように、当日投票者数が減少傾向にある一方で、投票所数は維持されていることから、投票所ごとの投票者数に大きな差があるものの、費用対効果の面において非効率な運用となっている。

◆表 8 選挙執行経費の状況(令和 7 年度参議院選挙時)

項目	内 容
総経費	21,502 千円
当日投票経費	7,180 千円 (33.4%)
投票所総数	30 箇所
1 投票所当たり	239 千円
特徴	投票者数に関係なく一定程度の経費が発生

※(参考) R 7 町長選挙の執行経費の予算額は 16,700 千円で、当日投票に係る経費は、国政選挙と同程度となります。

◆表 9 選挙執行経費における投票者 1 人当たりの状況(令和 7 年度参議院選挙時)

最大の投票所【高田第 1】	239 千円/486 人 $\div$ 492 円
平均的な投票所	239 千円/110 人 $\div$ 2,173 円
最小の投票所【本郷第 6】	239 千円/21 人 $\div$ 11,381 円
分析	同じ投票でも、最大と最小で 23 倍の差が生じている

(4) 投票所の環境

投票区に設置する投票所は、役場庁舎等の公共施設と地区の集会所等を利用して設置している。

公共施設については、バリアフリー化や空調設備の整備、十分な駐車場、下足のまま利用できるなど、高齢者や身体に不安のある有権者を含め、安心して投票できる環境となっている。

一方で、地区の集会所等については、出入口や室内に段差がある場合や空調設備が整っていない場合も多く、駐車場がない施設もあることから、有権者が安心して投票できる環境が確保されていない状況が多い。

このように、投票所が近距離に設置された場合であっても、施設環境の状況によっては、実際には投票に行くことを断念せざるを得ない有権者も一定程度

いることを理解しなければならない。

投票所までに階段がある当日投票所



駐車場がない当日投票所



玄関に段差がある当日投票所



冷暖房がない当日投票所



Ⅱ 解決すべき課題

本町における有権者の投票行動、投票区及び投票環境を取り巻く状況を踏まえ、将来にわたり安定的かつ公平な選挙執行体制に見直すため、次に掲げる諸課題を解決する必要がある。

再編により投票区を減らす代わりに、投票所に行くことを断念する人をゼロにする。

1 選挙制度と投票実態の乖離

人口減少及び期日前投票の定着により、当日投票者数は大きく減少している一方で、投票区は平成 17 年 10 月の旧町村において設定された 30 投票区のまま維持されている。

このため、投票区ごとの当日投票者数、さらには、投票所の施設環境には大

きなばらつきが生じ、多くの投票区において少人数での運営となるなど、投票区数と投票実態との間に乖離が生じている。

【実情に即した投票区数への見直し】

2 当日投票所の非効率な運営構造

投票所の運営は、当日投票者数の多少にかかわらず一定の人員配置が必要となる構造となっている。

その結果として、少人数の投票所においても最低限の人員体制を維持する必要がある、人的資源の確保が困難な状況となっている。

「人的資源の適正配置と持続可能な選挙体制の見直し」

3 投票環境の格差是正

投票区に設置する投票所として使用する施設には、バリアフリー対応や空調設備、駐車場の有無などに差があり、投票所によって利用のしやすさにばらつきが生じている。

特に投票所としての最低条件は、誰もが安心して投票できる施設環境であることであり、投票所が近距離であっても段差や設備が不十分である場合には、投票の意思があっても投票を断念せざるを得ない高齢者や身体に不安のある有権者が一定程度いることを理解し、真に必要な支援を講じ、公平性のある投票機会の確保が重要となっている。

「誰もが安心して投票できる投票環境の確保」

4 投票機会の不均衡解消

高齢化の進展や生活環境の変化により、自家用車を利用できない有権者や移動に不安を抱える有権者もあり、投票環境の差によって投票をあきらめる有権者も一定程度存在している。

このため、有権者の居住地域、身体状況、移動手段及び施設環境等の違いにより、投票機会や投票のしやすさに差が生じている状況を踏まえ、誰もが安心して投票できる公平な投票機会を確保していくことが重要となっている。

「投票環境の整備による投票機会の拡充と公平性のある投票機会の確保」

以上の課題は、いずれも相互に関連しており、個別に対応するのではなく、投票区のあり方を総合的に見直す中で一体的に解決を図る必要がある。

そして、これらの課題の解決にあたっては、効率性の向上のみを目的とするのではなく、有権者の投票する権利を実質的に保障し、真に必要な支援を行い、公平性を確保した投票機会の提供を前提として取り組むことが重要である。

Ⅲ 投票区再編の基本方針

本町の投票区を取り巻く状況は、人口減少、投票行動の変化、投票所の施設環境の格差などにより、制度と実態の乖離が浮き彫りとなっている。

特に、近年では、期日前投票の普及・定着により「当日に投票所に行く」という従来の考え方は大きく変化し、有権者は「行きやすい場所・時間で投票する」行動へと移行している。

このような状況において、平成 17 年 10 月の旧町村において設定された設定された 30 投票区の枠組みを維持することは、必ずしも有権者の投票する権利保障や公平性の確保などにつながるものではなく、むしろ投票環境や運営体制の格差が自動的に拡大・固定化する要因となる。

また、投票所ごとの当日投票者数の差により、1 人当たりの経費に最大で 23 倍の差が生じているなど、費用対効果の面においても課題が顕在化している。

1 基本的な考え方

本計画における投票区再編は、以下の基本理念を尊重し、単なる投票所の削減を目的とするのではなく、有権者の投票機会を実質的に保障するため、投票環境の整備を最優先に取り組むものである。

投票区再編における基本理念

「投票所は遠くなっても、あなたの 1 票は遠ざけない。
誰もが安心して投票できる環境へ。」
～行ける選挙から、行きやすい選挙へ。あなたの 1 票を守ります。～

2 再編の方向性

本計画における投票区再編の基本的な考えに基づく方向性は、次のとおり 3 つの転換を実施し、持続可能な投票環境を整える。

(1) 【数の転換】実態に即した投票区の再編

投票行動の変化及び当日投票者数の実態を踏まえつつ、有権者への負担を考慮し、段階的な再編により、誰もが安心して投票できる環境の整備に向け、適正化を経て最適化を実現する。

(2) 【質の転換】安心して投票できる投票環境の確保

投票所は、バリアフリー化、空調設備、下足のまま利用可能、駐車場等を備えた公共施設を基本とし、誰もが安心して投票できる環境を確保する。

(3) 【手段の転換】真に必要な有権者への移動支援

投票所の再編に伴い、距離的な負担や移動手段の制約により投票を断念する有権者に対し、美里あいあいタクシーや介護・福祉タクシーを活用した移動支援を実施する。

この支援は、すべての有権者に一律に提供するものではなく、投票所への移動が困難な有権者に対して重点的に実施するものであり、「平等性」に配慮しつつ、「公平性」の確保を最優先する基本的な考え方にに基づき、必要な支援を必要な方に確実に届ける。

これにより、単に「行ける人を増やす」のではなく、これまで“行けなかった人をなくす”ことを最優先に、「投票に行けない」ことを理由とした棄権をなくし、すべての有権者の投票する権利を公平性の観点から実質的に保障することを目指すものとする。

3 投票区再編の実施計画

(1) 投票区再編の実施

本計画に基づき投票区に設置する投票所は、次の機能を有する公共施設に置くこととする。

その再編内容は、有権者に対し、急激な投票環境の変化による混乱を避けるため、投票環境の適正化を図る第1段階（投票区制）を経て、持続可能な投票環境への最適化を図る第2段階（共通投票所制）へ移行する。

項目	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12
投票区再編の流れ		第1段階 (投票環境の適正化)		第2段階 (持続可能な投票環境への最適化)		
投票区数	30箇所 投票所指定	5箇所 投票所指定		3箇所 共通投票所		
選挙執行予定	R7.4 町長選挙 R7.10 町議会議員選挙	R8.10 福島県知事選挙	R9.11 福島県議会議員選挙	R10.7 参議院選挙	R11.4 町長選挙 R11.10 町議会議員選挙	R12.2 衆議院選挙 R12.10 福島県知事選挙
	R8.2 衆議院選挙					

【第1段階（投票環境の適正化）】

①再編内容

現行の30投票区を5投票区へ再編する。

◆第1段階における投票区再編

項目	投票区数	投票所
再編前	30 箇所	会津美里町公職選挙等執行規程別表第2（抜粋） ※2頁参照
第1段階 再編後	5 箇所	・本庁舎（じげんプラザ） ・宮川小学校 ・本郷地域づくりセンター（本郷庁舎） ・本郷第2体育館 ・新鶴地域づくりセンター（新鶴庁舎）

②投票所の配置基本方針

- ・バリアフリー化となっていること
- ・空調設備が整っていること
- ・下足のまま利用できること
- ・十分な駐車場が確保されていること

③再編のねらい

- ・投票所環境の格差解消
- ・人員配置の効率化
- ・投票実態に即した適正な規模への見直し

◆投票区再編のイメージ図



◆第1段階投票区再編(予定)

投票区	統合する投票区	投票所	区域
高田第1投票区	高田第1投票区	会津美里町役場 本庁舎 (じげんプラザ)	高田第1区、高田第2区、高田第3区、高田第4区、高田第5区の1、高田第5区の2、高田第5区の3、高田第6区、高田第7区の1、高田第7区の2、高田第7区の3、高田第8区の1、高田第8区の2、高田第9区、高田第10区、下中川、新堀、高田第11区、高田第12区の1、高田第12区の2、高田第13区の1、高田第13区の3、高田第13区の2、高田第14区、高田第15区、赤留、中ノ山、八木沢、寺崎、雀林
	高田第2投票区		
	田川投票区		
	赤留投票区		
	八木沢投票区		
	雀林投票区		
高田第2投票区	永井野投票区	宮川小学校	永井野第1区、永井野第2区、永井野第3区、永井野第4区、永井野第5区、永井野第6区、永井野第7区、上戸原、杉屋、中道、向川原、荻窪、松沢、上杉、下杉、岩淵、箕作、北村、館、池ノ端、袖山、無量、長岡、寺入、小川窪、下小川、上小川、駒谷、大黒沢、市野、西勝、竹原、上中川、富岡、領家、藤田、沖ノ館、田中、橋爪、入豆田、尾岐窪、吉田、小山、松岸、青、西尾、大室、清水、宮川、東尾岐第1区、東尾岐第2区、東尾岐第3区、東尾岐第4区、東尾岐第5区
	荻窪投票区		
	旭投票区		
	藤川投票区		
	橋爪投票区		
	尾岐投票区		
	西尾投票区		
	東尾岐投票区		
本郷第1投票区	本郷第1投票区 (会津美里町役場本郷庁舎)	会津美里町役場 本郷地域づくりセンター (本郷庁舎)	本郷第3区、本郷第4区、本郷第5区、本郷第6区、本郷第7区、本郷第8区、本郷第9区、本郷第10区、本郷第11区、本郷第12区、本郷第13区、本郷第14の1区、本郷第14の2区、本郷第15区、本郷第16の1区、本郷第16の2区、本郷第17区、本郷第18の1区、本郷第18の2区、本郷第18の3区、本郷第19の1区、本郷第19の2区、本郷第27区、柳西、本郷第2区、本郷第20区、本郷第21区、本郷第22の1区、本郷第22の2区、本郷第23区、本郷第24区、本郷第28区、本郷第29区、本郷第1区、本郷第25区、本郷第26区、本郷第30区、本郷第31区
	本郷第7投票区 (新町集落センター)		
	本郷第8投票区 (駅前会館)		
本郷第2投票区	本郷第2投票区 (福永集落センター)	本郷第2体育館	福永、相川、関山、栃沢、福光、螺良岡、八重松、大石、大門、堀滝、入宗、馬越
	本郷第3投票区 (関山集落センター)		
	本郷第4投票区 (螺良岡集落センター)		
	本郷第5投票区 (大門公会堂)		
	本郷第6投票区 (入宗構造改善センター)		
新鶴投票区	新屋敷投票区	会津美里町役場 新鶴地域づくりセンター (新鶴庁舎)	新屋敷、新屋敷新田、立行事、沖中田、阿久津、駅前、吹上台、和泉新田、沢田、蕎麦ノ目 出戸田沢、大久保、入田沢、沼山、佐賀瀬川、長尾、仏沢、上平、根岸、米沢、境野、松ノ目、松ノ目新田、梁田、大石ノ目、上小沢、下小沢
	沢田投票区		
	出戸田沢投票区		
	入田沢投票区		
	佐賀瀬川投票区		
	根岸投票区		
	境野投票区		
	下小沢投票区		

【第2段階（持続可能な投票環境への最適化）】

①移行の判断基準

第1段階の再編実施により次の状況がおおむね達成されていると認められる場合に、第2段階への移行を判断する。

- ・期日前投票率がおおむね65%の水準で安定的に推移していること

※期日前投票率がおおむね65%の水準とした考え方：本町の期日前投票率は、令和7年度衆議院選挙において65.95%に達し、当日投票者数を大幅に上回る水準となった。これは投票行動が期日前投票中心へ構造的に転換したことを示すものであり、この水準を安定的に維持できることが第2段階移行の判断基準となるため、これを保守的に切り下げた65%とする。

- ・当日投票における共通投票体制が構築できていること

②再編内容

投票所を次の3箇所へ集約し、すべて共通投票所とする。

◆第2段階における投票区再編

項目	投票区数	投票所
再編前	5箇所	・本庁舎（じげんプラザ） ・宮川小学校 ・本郷地域づくりセンター（本郷庁舎） ・本郷第2体育館 ・新鶴地域づくりセンター（新鶴庁舎）
第2段階再編後	3箇所	・本庁舎（じげんプラザ） ・本郷地域づくりセンター（本郷庁舎） ・新鶴地域づくりセンター（新鶴庁舎）

③共通投票所化への意義

- ・投票区に関係なく、どの投票所でも投票可能
- ・「場所に縛られない投票環境」の実現
- ・期日前投票と同様の利便性を当日投票にも拡張
- ・分かりやすい投票環境の確立

④再編のねらい

- ・将来にわたり持続可能な選挙執行体制の確立
- ・人的・財政資源の最適配分
- ・生活行動の一部に投票が位置づけられる環境の実現
- ・場所による制約を解消し投票機会を拡大

⑤移行判断時期

令和10年1月1日を目途とする。

※移行判断にあたっては、第1段階の再編実施後に執行される複数回の選挙を対象として、移行条件の充足状況、投票実態、移動支援制度の利用状況、運営体制の安定性等を総合的に評価検証するものとし、評価検証に必要なデータが十分に蓄積されない場合又は検証結果から更なる検証期間が

必要と認められる場合には、移行時期を改めて判断するものとする。

⑥ ICT技術の活用検討

第2段階における共通投票所の導入及びその安定的運用にあたっては、選挙人名簿の即時照合や二重投票防止など、ICT技術の活用が不可欠である。このため、第1段階から第2段階への移行準備期間において、次の事項について調査研究及び検討を進めるものとする。

なお、これらの調査研究にあたっては、国・県の動向、技術の進展状況及び他団体の導入事例を継続的に注視し、本町の実情に即した最適な手法を選択するものとする。

ア 共通投票所運営に必要なシステム基盤の整備

- ・ 共通投票を可能とする選挙システム等の導入
- ・ 通信環境(回線冗長化、停電・通信障害時のバックアップ体制)の整備
- ・ 個人情報保護及びセキュリティ対策の確立

イ 電子投票制度の調査研究

「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」(平成13年法律第147号)に基づく電子投票制度について、将来的な導入の可能性を視野に、次の観点から調査研究等を行う。

- ・ 先進事例(過去の導入団体の成果及び課題)の調査
- ・ 機器の信頼性、運用コスト、有権者の受容性に関する検討
- ・ 条例制定の必要性及び制度設計の検討
- ・ 開票時間の短縮、疑問票・無効票の解消等の効果検証

ウ その他のデジタル技術の活用検討

誰もが安心して投票できるよう、デジタル技術を活用した情報発信の充実にも積極的に取り組むものとする。

- ・ 町公式ウェブサイト及び公式SNSによる選挙情報の発信強化
- ・ 若年層の投票参加を促すため、SNSやデジタルコンテンツを活用した啓発活動の展開

◆投票区と共通投票所のイメージ図



◆表 10 投票区と共通投票所の比較表

項目	投票区制度	共通投票所
制度の位置付け	基本となる従来の制度	利便性向上のための仕組み
投票場所	指定された投票所	どの共通投票所でも可能
投票の自由度	低い（投票所が固定）	高い（投票所が選べる）
対象者	当該投票区の有権者のみ	すべての有権者（投票区を問わない）
利便性	地域によって差がある	高い（生活動線に合わせられる）
高齢者対応	地域によって差がある	行きやすい場所を選べる
投票率への影響	現状維持か減少	上昇が期待できる

(2) 再編による効果

本再編実施計画に基づく投票区の再編による効果を、数字に見える効果と数字に表せる効果は次のとおり。

【数字に見える効果】

① 投票区数の集約効果

現行の 30 投票区を第 1 段階で 5 投票区へ、第 2 段階で 3 投票区へ再編することにより、投票区数は大幅に集約され、投票区数の最適化が図られる。これにより、投票実態に即した効率的な選挙執行体制が構築できる。

項目	現行	第1段階再編後		第2段階再編後	
			削減率		削減率
投票区数	30 箇所	5 箇所	83.3%	3 箇所	90.0%

② 有権者数の均等化と費用対効果

現行では投票区ごとの有権者数に大きな差が生じているが、投票区の再編により1投票区当たりの有権者数は約6倍となり、投票区運営の効率化と持続可能性の向上が図られる。

項目	現行	第1段階再編後	第2段階再編後
有権者数	15,887 人	15,887 人	15,887 人
投票区数	30 箇所	5 箇所	3 箇所
1投票区当たりの有権者数	約 529 人	約 3,177 人	約 5,295 人
※第1及び第2段階の有権者数は、現行の 15,887 人を使用			

③ 選挙執行経費の削減

投票区の再編により、当日選挙執行経費が大幅に削減され、その削減した財源を投票する権利を保障するために真に必要な支援や投票環境の向上に活用することにより、誰もが安心して投票できる環境の維持・向上が図られる。

項目	現行	第1段階再編後	削減額	削減率
当日投票執行経費	7,178,849 円	3,168,278 円	4,010,571 円	55.8%

④ 当日投票所における選挙事務従事者数の適正化

投票区の再編により、1投票所に従事する選挙事務従事者（職員、投票管理者・投票立会人）の大幅な削減が図られる。これにより、選挙事務従事者の確保と負担を解消し、持続可能な選挙執行体制が構築できる。

項目	現行	第1段階再編後	削減数	削減率
職員数	112 人	約 50 人	62 人	55.3%
投票管理者・立会人	90 人	15 人	75 人	83.3%

【数字では表せない効果】

① 有権者の投票機会の確保

- バリアフリー、空調設備、下足のまま利用可能、駐車場が確保された公共施設に集約することにより、“誰もが安心して投票できる投票環境”が確保される。
- これまでも様々な理由により投票所に行くことを断念していた有権者、そして、再編に伴い投票所までの距離的な負担や移動手段の制約などに

より投票を断念してしまう有権者に対して、真に必要な移動支援を講じることで、“投票に行けない”という理由での棄権をなくすことにつながる。

- 共通投票所化により投票所の固定化を解消し、生活の一部に投票が位置づけられ、生活動線に応じた投票を可能とすることにより、“行きやすい投票環境”の確保と“投票機会の拡大”を図る。

② 公平性の確保

- 再編する投票所には、バリアフリー化や空調設備の整備、十分な駐車場、下足のまま利用できるなど、高齢者や身体に不安のある有権者を含め、“安心して投票できる環境を整備”し、投票所間の環境格差の解消を図る。
- 再編に伴う移動支援は、すべての有権者に一律に提供する「平等性」に配慮しつつ、真に支援が必要な有権者に重点的に実施する「公平性」の確保を最優先とする基本的な考え方により、“すべての有権者に実質的に公平な投票機会を確保”する。

③ 持続可能な投票環境の整備

- 投票区を集約し、投票者数に応じた効率的な人員配置を行うことにより、人的資源の最適化を図る。
- 再編により投票者数を一定規模に集約することで、これまでの少人数投票区における過剰な人員配置を解消し、投票実態に即した効率的な投票所運営が図られる。

④ 投票行動の変化への対応

- 近年の期日前投票の普及・定着により、有権者の投票行動が「当日投票する」から「都合のよい時に投票する」へと変化しており、有権者の投票行動に適合した投票環境を整備することにより、“投票機会の拡大”と“投票に行きやすい環境”を確保する。
- 有権者の投票行動が生活動線や都合に応じたものへと変化していることから、従来の投票区を指定する仕組みから、投票区を指定せずにいずれの投票所でも投票を可能とする共通投票所化を導入することにより、“場所にとらわれず投票できる環境を確保”する。

⑤ 将来にわたる持続可能な投票環境の整備・確保

- 投票区の再編、共通投票所化、移動支援の実施と、投票実態に即し効率的かつ持続可能な投票体制を整備・確保することにより、人口減少や高齢化社会に対応した“安定的な選挙執行体制を確保”する。
- 投票区の再編により、投票管理者及び立会人の必要人数の適正化を図る。
- 投票区の再編、人員配置の適正化、選挙執行体制の見直しに加え、有権者の投票する権利を実質的に保障するための公平な支援策を講じることにより、“将来にわたり持続可能な選挙執行体制を整備・確保”する。

(3) 再編内容の実施時期

令和8年9月1日以降に公示（告示）される選挙から適用する。

※本計画による投票区再編後に執行される選挙は、令和8年10月〇〇日の福島県知事選挙になる。

※上記の福島県知事選挙の執行日は、分かり次第、追記します。

(4) 今後のスケジュール

年月日	内 容
令和8年6月	選挙管理委員会が投票区再編実施計画案を策定
令和8年6月	計画案に対するパブリックコメントの実施
令和8年7月	選挙管理委員会が投票区再編実施計画を決定
令和8年10月	投票区再編実施計画に基づく選挙執行 ※福島県知事選挙

IV 投票区再編に伴う支援策

1 基本的な考え方

投票区の再編にあたっては、基本理念に掲げる「投票所は遠くなっても、あなたの1票は遠ざけない。誰もが安心して投票できる環境へ。」の実現に向け、有権者の投票機会を実質的な保障と投票環境の整備を最優先に取り組むものとする。

一方で、投票所までの距離的な負担増加や移動手段の制約などにより、一部の有権者に投票行動や心理的な負担が生じることは避けられない。

このように投票区再編によって有権者に負担が生じる事実を真摯に受け止めた上で、投票の意思を有しながら環境的要因により投票を断念することがないよう、真に支援を必要とする有権者に対し、公平性を最優先にした必要な支援策を的確に講じることを基本とする。

この支援策に関しては、すべての有権者に一律の支援を行うのではなく、移動手段の制約や身体的な理由で投票を断念することを選択してしまう有権者に対して公平性の観点から重点的に支援を行うという考え方に基づき、限られた資源と財源を有効に活用しながら、公平性と持続性を両立した投票環境の整備を図る。

具体的には、本町で運行している美里あいあいタクシー及び介護・福祉タクシーを活用した支援に加え、これらの移動支援では対応が困難となる距離的要因や心理的負担に配慮するため、激変緩和措置として暫定的に移動期日前投票所を設置する。

さらに、これらの支援策と併せて、有権者が選挙制度を理解し、自らの状況に応じた投票方法を選択し行動できるよう、分かりやすい情報提供や周知啓発を積極的に実施するとともに、特に働く若い世代の投票機会を確保するため、民間事

業者と連携した取り組みの実施により、投票行動の促進を図る。

2 投票区再編に伴う具体的支援策等

投票区再編により投票所までの距離が拡大するため、有権者の移動負担や心状況に応じた公平な投票環境の確保を図り、投票する権利を下支えすることを目的とする。

その支援は、「投票所に集める支援（デマンド交通と介護・福祉タクシーによる移動支援）」と「近くで投票できる支援（移動期日前投票による支援）」を組み合わせることにより、投票所までの移動に不安がある方も、自分に合った方法で安心して投票できる移動支援の取り組みを実施する。

みんなに合った方法で、投票を。

投票所は遠くなっても、あなたの1票は遠ざけません。

投票所までの移動に不安がある方も、安心して投票できるよう、一人ひとりに合った支援を用意します。

① デマンド交通で投票所へ
自分で乗り降りできるけれど、移動手段がない方へ
行く手段がないを支えます

② 介護・福祉タクシーで投票所へ
介助が必要な方へ
一人での移動が不安を支えます

③ 移動期日前投票所が近くに行きます
投票所が遠くなる地域へ
遠くなった不安を近くで支えます

必要な人に、必要な支援を。
誰もが安心して投票できる環境へ。

(1) デマンド交通(美里あいあいタクシー)を活用した投票移動支援

項目	内容
制度名称	投票移動支援事業（デマンド交通）
目的	投票所までの移動が困難な有権者の投票機会を確保する。
対象	投票所までの移動が困難であり、デマンド交通による支援を必要とする有権者 ※自ら乗降することができ、かつ、投票所までの移動手段の確保が困難である方(高齢等の理由で投票所までの移動に支障がある方、家族等による送迎を受けることができない方) ※自ら乗降することが困難な方は、介護・福祉タクシーによる移動支援の対象となる。
実施時期	令和8年10月から
利用料金	無料（選挙管理委員会が負担） ※利用券を運転手に提出することで無料利用可
利用方法	利用券の事前申請が必要(電話申請可)
運行期間	期日前投票期間(日曜日・祝日を除く)及び当日投票日
その他	事前予約制（希望する日時の予約状況次第では、それ以外の日時に調整をお願いする場合がある。）

(2) 介護・福祉タクシーを活用した投票移動支援

項目	内容
制度名称	投票移動支援事業(介護・福祉タクシー)
目的	投票所までの移動が困難であり、介助その他の支援を必要とする有権者に対し、投票機会を確保する。
対象	投票所までの移動が困難であり、デマンド交通による移動支援の利用が困難かつ介助その他必要な支援を必要とする有権者 ※身体機能の低下、障がい又は傷病により、自力での乗降が困難である方や車椅子その他の福祉用具を使用して移動する方など ※郵便等投票制度を利用できる方及び指定施設で不在者投票ができる方は対象外となる。
実施時期	令和8年10月から
利用料金	無料（選挙管理委員会が負担） ※介護・福祉タクシーによる移動支援を利用する場合は、利用券は不要
運行期間	期日前投票期間及び当日投票日
その他	事前予約制（希望する日時の予約状況次第では、それ以外の日時に調整をお願いする場合がある。）

(3) 移動期日前投票所

項目	内容
制度名称	移動期日前投票所
目的	投票所までの移動時間が増加し、「遠い」「面倒」といった心理的負担の高まりによる投票行動の抑制を防ぐため、移動支援を補完する手段として移動期日前投票所を設置し、投票機会を確保する
対象	再編後の投票所から 10 分以上(5 km以上)離れている自治区の有権者
実施時期	令和 8 年 10 月から
実施日時	選挙管理委員会が指定する日時(投票可能時間は原則 1 時間)
実施場所	自治区が指定する場所(主に集会所) ※実施場所は自治区との協議により決定

(4) 投票参加応援パートナー制度

項目	内容
制度名称	投票参加応援パートナー制度
目的	投票しやすい環境づくりを民間事業者等と連携して推進し、働く有権者の投票機会の確保と投票率の向上を図る。
対象	町内企業・団体
実施時期	令和 8 年 7 月から
取組内容	・従業員等への選挙啓発 ・期日前投票の利用促進 ・投票に行きやすい職場環境づくり ・町が行う選挙啓発への協力 ・パートナー認定証の交付

【投票参加応援パートナー認定証】



会津美里町投票参加応援パートナー
認定証

____ 様
あなたを「会津美里町投票参加応援パートナー」として認定します。

登録番号: 第 ____ 号

登録日: ____ 年 ____ 月 ____ 日

【投票参加応援パートナー認定シール】



(5) 投票に行くことが自然な選択となる周知啓発

投票区再編の実施にあたり、有権者へ丁寧な情報提供による理解を促進するとともに、選挙に行く気運を醸成し、投票する権利の行使を下支えすることが不可欠である。

このため、従来の単なる情報提供にとどまらず、有権者が「分かる」「使える」「行動できる」ことを重視した周知啓発に取り組むものとする。

具体的には、投票区の再編内容や移動支援、投票所における各種支援等について、有権者の視点に立ち分かりやすく整理した投票に関するチラシのほか、文字情報を抑え、イラストや図解等により視覚的に伝えるポスター等を作成し、全戸配布や公共施設等への掲示等により広く周知する。

また、投票所においては、介添えや代理投票を必要とする方が気軽に支援を受けられるよう、投票支援カードやコミュニケーション支援ボードを作成し、誰もが安心して投票できる環境の充実を図る。

さらに、(4)の投票参加応援パートナー制度による民間事業者等と連携した啓発活動も積極的に展開し、日常生活の中で投票を意識できる環境づくりを推進する。

3 支援策により目指す姿

投票区再編に伴う支援策を講じることにより、単に「行ける人を増やす」のではなく、これまでも投票の意思を有しながら、移動手段の制約や身体的な理由で投票を断念していた有権者の投票する権利を保障し、確実に投票できる環境を整備する。

これにより、「投票に行けない」ことを理由とした棄権を解消し、すべての有権者の投票する権利を、公平性の観点から実質的に保障する。

V 計画の評価及び進捗管理

本計画に基づく投票区再編は、選挙人の投票機会の確保及び投票環境の維持向上の観点から、実施状況の評価及び進捗管理を継続的に行うものとする。

1 評価項目

評価にあたっては、次に掲げる事項を総合的に検証する。

- (1) 投票率の推移
- (2) 投票所までの移動状況
- (3) 移動支援制度の利用状況
- (4) 高齢者及び身体に不安のある有権者等への影響

- (5) 投票所運営に係る経費及び人員体制
- (6) 投票区再編の第2段階への移行可能性
- (7) 選挙人、投票管理者その他関係者からの意見及び要望
- (8) その他選挙管理委員会が必要と認める事項

2 評価時期

評価は、投票区再編後に執行される各選挙終了後に実施するものとする。

3 改善及び見直し

選挙管理委員会は、評価結果を踏まえ、投票区再編の第2段階への移行に加え、必要に応じて投票環境の改善、移動支援策の見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

4 公表

選挙管理委員会は、評価結果及び改善状況について、必要に応じて公表するものとする。

VI 資料編

資料1 投票所までのアクセス状況

投票区の再編について、各自治区から投票区に設置する投票所(投票区の再編前後)までの最大距離を計測した時の資料。

◆高田地域

No.	自治区名	現投票区	再編後投票所	現投票区からの最大距離(km)	再編後投票所からの最大距離(km)
1	高田1区	高田第一	会津美里町役場本庁舎	1.6	1.6
2	高田2区	高田第一	会津美里町役場本庁舎	1.4	1.4
3	高田3区	高田第一	会津美里町役場本庁舎	1.1	1.1
4	高田4区	高田第一	会津美里町役場本庁舎	1.4	1.4
5	高田5区-1	高田第一	会津美里町役場本庁舎	0.9	0.9
6	高田5区-2	高田第一	会津美里町役場本庁舎	0.9	0.9
7	高田5区-3	高田第一	会津美里町役場本庁舎	0.9	0.9
8	高田6区	高田第一	会津美里町役場本庁舎	1	1
9	高田7区-1	高田第一	会津美里町役場本庁舎	1.1	1.1
10	高田7区-2	高田第一	会津美里町役場本庁舎	1.7	1.7
11	高田7区-3	高田第一	会津美里町役場本庁舎	1.4	1.4
12	高田8区-1	高田第一	会津美里町役場本庁舎	1	1
13	高田8区-2	高田第一	会津美里町役場本庁舎	1.2	1.2
14	高田9区	高田第一	会津美里町役場本庁舎	0.9	0.9
15	高田10区	高田第一	会津美里町役場本庁舎	0.9	0.9
16	高田11区	高田第二	会津美里町役場本庁舎	0.9	1.1
17	高田12区-1	高田第二	会津美里町役場本庁舎	0.6	0.8
18	高田12区-2	高田第二	会津美里町役場本庁舎	1	1.4
19	高田13区-1	高田第二	会津美里町役場本庁舎	0.5	1.1
20	高田13区-2	高田第二	会津美里町役場本庁舎	0.9	1.7
21	高田13区-3	高田第二	会津美里町役場本庁舎	1.1	1.8
22	高田14区	田川	会津美里町役場本庁舎	0.5	2.3
23	高田15区	田川	会津美里町役場本庁舎	1.8	2.5
1	永井野1区	永井野	宮川小(体育館入口)	1.4	1.4
2	永井野2区	永井野	宮川小(体育館入口)	0.9	0.9
3	永井野3区	永井野	宮川小(体育館入口)	0.8	0.9
4	永井野4区	永井野	宮川小(体育館入口)	0.6	0.6
5	永井野5区	永井野	宮川小(体育館入口)	0.7	0.7
6	永井野6区	永井野	宮川小(体育館入口)	0.9	0.9
7	永井野7区	永井野	宮川小(体育館入口)	1.3	1.3
8	上戸原	永井野	宮川小(体育館入口)	1.4	1.4
9	杉屋	永井野	宮川小(体育館入口)	2.3	2.3
10	荻窪	荻窪	宮川小(体育館入口)	0.6	3.1
11	松沢	荻窪	宮川小(体育館入口)	1.2	3.8
12	松岸	尾岐	宮川小(体育館入口)	0.6	2.7
13	中道	永井野	宮川小(体育館入口)	2.5	2.5
14	向川原	永井野	宮川小(体育館入口)	2.1	2.1
15	上杉	旭	宮川小(体育館入口)	1.8	2.4
16	下杉	旭	宮川小(体育館入口)	1.1	1.4
17	岩渕	旭	宮川小(体育館入口)	1.8	2.3
18	箕作	旭	宮川小(体育館入口)	1	2.6
19	北村	旭	宮川小(体育館入口)	0.8	1.4
20	館	旭	宮川小(体育館入口)	0.5	1.8
21	池ノ端	旭	宮川小(体育館入口)	0.4	1.9
22	袖山	旭	宮川小(体育館入口)	0.9	2.7
23	無量	旭	宮川小(体育館入口)	1.7	3.5
24	長岡	旭	宮川小(体育館入口)	2.5	4.2
25	寺入	旭	宮川小(体育館入口)	1.9	3.7
26	小川窪	旭	宮川小(体育館入口)	1.7	3.2
27	下小川	旭	宮川小(体育館入口)	2.1	3.6
28	市野	旭	宮川小(体育館入口)	5.1	6.7
29	西勝	藤川	宮川小(体育館入口)	0.7	1.7
30	竹原	藤川	宮川小(体育館入口)	1.2	1.2

◆高田地域

No.	自治区名	現投票区	再編後投票所	現投票区からの 最大距離(km)	再編後投票所からの 最大距離(km)
31	上中川	藤川	宮川小(体育館入口)	1.8	0.8
32	富 岡	藤川	宮川小(体育館入口)	0.5	1.3
33	領 家	藤川	宮川小(体育館入口)	0.5	1.7
34	藤 田	藤川	宮川小(体育館入口)	1.8	2.9
35	沖ノ館	藤川	宮川小(体育館入口)	1.3	2.4
36	田 中	藤川	宮川小(体育館入口)	2.3	3.3
37	橋 爪	橋爪	宮川小(体育館入口)	0.3	2.9
24	下中川	高田第一	会津美里町役場本庁舎	1.8	1.8
38	入豆田	藤川	宮川小(体育館入口)	1.7	2.2
25	新 堀	高田第一	会津美里町役場本庁舎	2.3	2.3
26	赤 留	赤留	会津美里町役場本庁舎	0.8	2.7
27	八木沢	八木沢	会津美里町役場本庁舎	0.9	2.4
28	雀 林	雀林	会津美里町役場本庁舎	0.5	3.2
29	寺 崎	八木沢	会津美里町役場本庁舎	1.7	1.8
30	中の山	赤留	会津美里町役場本庁舎	3.2	5.3
39	尾岐窪	尾岐	宮川小(体育館入口)	1.6	3.6
40	吉 田	尾岐	宮川小(体育館入口)	1.1	3.2
41	小 山	尾岐	宮川小(体育館入口)	1.6	3.7
42	西 本	尾岐	宮川小(体育館入口)	2.7	4.7
43	西 尾	西尾	宮川小(体育館入口)	1.7	6.7
44	大 室	西尾	宮川小(体育館入口)	0.9	5.8
45	宮 川	西尾	宮川小(体育館入口)	1.5	7.6
46	1 区	東尾岐	宮川小(体育館入口)	2.1	5.1
47	2 区	東尾岐	宮川小(体育館入口)	0.8	6.4
48	3 区	東尾岐	宮川小(体育館入口)	1.5	7.1
49	4 区	東尾岐	宮川小(体育館入口)	3.3	7.9
50	5 区	東尾岐	宮川小(体育館入口)	6.2	11.8

◆本郷地域

No.	自治区名	現投票区	再編後投票所	現投票区からの 最大距離(km)	再編後投票所からの 最大距離(km)
1	本郷1区	本郷第8	会津美里町役場本郷庁舎	1.3	1.9
2	本郷2区	本郷第7	会津美里町役場本郷庁舎	0.8	1.4
3	本郷3区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.9	0.9
4	本郷4区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.9	0.9
5	本郷5区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.7	0.7
6	本郷6区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.7	0.7
7	本郷7区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.6	0.6
8	本郷8区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.6	0.6
9	本郷9区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.7	0.8
10	本郷10区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	1.1	1.1
11	本郷11区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	1.3	1.3
12	本郷12区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	1.5	1.5
13	本郷13区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.8	0.8
14	本郷14-1区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.6	0.6
15	本郷14-2区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.7	0.7
16	本郷15区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.7	0.7
17	本郷16-1区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.7	0.7
18	本郷16-2区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.8	0.8
19	本郷17区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	1.4	1.4
20	本郷18-1区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.5	0.5
21	本郷18-2区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.5	0.5
22	本郷18-3区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.5	0.5
23	本郷19-1区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.7	0.7
24	本郷19-2区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	0.6	0.6
25	本郷20区	本郷第7	会津美里町役場本郷庁舎	0.4	0.9
26	本郷21区	本郷第7	会津美里町役場本郷庁舎	0.4	0.9
27	本郷22-1区	本郷第7	会津美里町役場本郷庁舎	0.4	1
28	本郷22-2区	本郷第7	会津美里町役場本郷庁舎	0.3	1
29	本郷23区	本郷第7	会津美里町役場本郷庁舎	0.5	1
30	本郷24区	本郷第7	会津美里町役場本郷庁舎	0.4	1.2
31	本郷25区	本郷第8	会津美里町役場本郷庁舎	0.4	1.3
32	本郷26区	本郷第8	会津美里町役場本郷庁舎	0.6	1.8
33	本郷27区	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	1	1
34	本郷28区	本郷第7	会津美里町役場本郷庁舎	0.5	1.1
35	本郷29区	本郷第7	会津美里町役場本郷庁舎	0.6	1.2
36	本郷30区	本郷第8	会津美里町役場本郷庁舎	0.6	1.3
37	本郷31区	本郷第8	会津美里町役場本郷庁舎	0.6	1.8
1	福 光	本郷第4	本郷第2体育館(会議室A)	1	1.6
2	螺良岡	本郷第4	本郷第2体育館(会議室A)	0.5	1
3	八重松	本郷第4	本郷第2体育館(会議室A)	0.4	0.8
4	福 永	本郷第2	本郷第2体育館(会議室A)	0.5	1.2
5	関 山	本郷第3	本郷第2体育館(会議室A)	0.7	3.2
6	栃 沢	本郷第3	本郷第2体育館(会議室A)	3.4	5.9
7	相 川	本郷第2	本郷第2体育館(会議室A)	1.2	1.1
8	柳 西	本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	1.5	1.5
9	大 石	本郷第5	本郷第2体育館(会議室A)	1.6	2.4
10	大 門	本郷第5	本郷第2体育館(会議室A)	0.6	3
11	堀 滝	本郷第5	本郷第2体育館(会議室A)	1	3.7
12	入 宗	本郷第6	本郷第2体育館(会議室A)	0.6	4.8
13	馬 越	本郷第6	本郷第2体育館(会議室A)	1.1	5.4

◆新鶴地域

No.	自治区名	現投票区	再編後投票所	現投票区からの 最大距離(km)	再編後投票所からの 最大距離(km)
1	新屋敷	新屋敷	会津美里町役場新鶴庁舎	1.4	1.4
2	新屋敷新田	新屋敷	会津美里町役場新鶴庁舎	1.4	1.4
3	和泉新田	沢田	会津美里町役場新鶴庁舎	1.1	2.2
4	沢田	沢田	会津美里町役場新鶴庁舎	0.4	2
5	蕎麦ノ目	沢田	会津美里町役場新鶴庁舎	0.9	1.9
6	立行事	新屋敷	会津美里町役場新鶴庁舎	1.1	1.1
7	駅前	新屋敷	会津美里町役場新鶴庁舎	0.8	0.8
8	梁田	下小沢	会津美里町役場新鶴庁舎	0.7	1.4
9	大石ノ目	下小沢	会津美里町役場新鶴庁舎	0.4	1.5
10	上小沢	下小沢	会津美里町役場新鶴庁舎	0.8	2
11	下小沢	下小沢	会津美里町役場新鶴庁舎	0.3	1.9
12	出戸田沢	出戸田沢	会津美里町役場新鶴庁舎	0.8	3.1
13	入田沢	入田沢	会津美里町役場新鶴庁舎	0.4	3.3
14	沼山	入田沢	会津美里町役場新鶴庁舎	3.2	5.7
15	佐賀瀬川	佐賀瀬川	会津美里町役場新鶴庁舎	0.7	2.5
16	上平	佐賀瀬川	会津美里町役場新鶴庁舎	5.2	7.3
17	根岸	根岸	会津美里町役場新鶴庁舎	0.5	1.4
18	米沢	根岸	会津美里町役場新鶴庁舎	1.2	2.3
19	境野	境野	会津美里町役場新鶴庁舎	0.7	3.4
20	桧ノ目	境野	会津美里町役場新鶴庁舎	1.3	2.2
21	桧ノ目新田	境野	会津美里町役場新鶴庁舎	1.9	1.7
22	沖中田	新屋敷	会津美里町役場新鶴庁舎	1.1	1.1
23	阿久津	新屋敷	会津美里町役場新鶴庁舎	0.7	0.7
24	吹上台	新屋敷	会津美里町役場新鶴庁舎	1	1
25	長尾	佐賀瀬川	会津美里町役場新鶴庁舎	1.4	1.4
26	大久保	出戸田沢	会津美里町役場新鶴庁舎	1.1	2.5
27	狐檀	新屋敷	会津美里町役場新鶴庁舎	1	1

資料2 当日投票所運営経費の比較検証

当日投票所運営経費について、令和7年度参議院選挙の実績値を用いてシュミレーションをした時の資料。

【現行：30 投票区の場合(令和7年度参議院選挙実績値)】

項目	金額(円)	内容
報酬	1,179,000	管理者@14,500×30名(30投票区×1名) 立会人@12,400×60名(30投票区×2名)
需用費	286,895	投票所掲示用紙関係、投票所消耗品費・投票所食糧費 (お茶、文房具、害虫対策消耗品、熱中症対策食糧等)
委託料	382,466	当日投票受付システム運用支援業務委託等
役務費	250,800	投票用紙交付機点検料(12投票区分) ※12投票区分しか所持していない
使用料及び賃借料	75,000	投票所借上料@3,000×25投票区(集会所等)
職員手当(時間外)	4,732,799	時間外勤務手当(当日投票) 30投票区112名
当日投票に係る事務費	271,889	封筒、郵券代、時間外勤務手当、会計年度賃金等
合計	7,178,849	
※1 投票所当たり経費 (30投票区の場合)	239,295	

※1 投票区当たり経費(30 投票区) 239,295 円

【新：5 投票区の場合(シュミレーション)】

項目	金額(円)	内容(シュミレーション)	比較
報酬	196,500	管理者@14,500×5名(5投票区×1名) 立会人@12,400×10名(5投票区×2名)	減額
需用費	47,816	投票所掲示用紙関係、投票所消耗品費・投票所食糧費 (お茶、文房具、害虫対策消耗品、熱中症対策食糧等)	減額
委託料	382,466	当日投票受付システム運用支援業務委託等	同等
役務費	156,750	投票用紙交付機点検料(5投票区分)	減額
使用料及び賃借料	0	投票所借上料(全て公共施設のため計上なし)	減額
職員手当(時間外)	2,112,857	時間外勤務手当(当日投票) 約10名×5投票区=約50名	減額
当日投票に係る事務費	271,889	封筒、郵券代、時間外勤務手当、会計年度賃金等	同等
合計	3,168,278		
※1 投票所当たり経費 (5投票区)	633,656		
※投票所環境整備のための消耗品費、投票移動支援等の経費等が追加で発生する予定			

※1 投票区当たり経費(5 投票区) 633,656 円

※投票所内環境改善のための消耗品費、投票移動支援等の経費が追加で生じる予定

【経費比較】

現行(30 投票区)7,178,849 円 — 新(5 投票区)3,168,278 円 = 4,010,571 円

資料3 投票区再編パターンの比較検証

投票区の再編について、現行の投票区の実績値を用いてシュミレーションをした時の資料。

[illegible]

資料4 投票所施設環境一覧

投票区の再編について、現行の投票施設の環境について評価した時の資料。

点数 ○・・・1点、△・・・0.5点、×・・・0点

投票所の設置形態	求められる条件									
	バリアフリー対応 (段差の解消)	冷暖房対応 (エアコン)	暖房対応 (ストーブ等)	駐車場 (3台以上)	暖房対応 (ストーブ等)	駐車場 (3台以上)	ネット回線	選挙人収容 (10人同時)	天候の影響	期日前・当日 同運用
期日前投票所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
当日投票所(統合した場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
移動期日前投票所(重内)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
共通投票所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
投票区分	投票所	所在地	冷暖房対応 (エアコン)	暖房対応 (ストーブ等)	駐車場 (3台以上)	ネット回線	選挙人収容 (10人同時)	天候の影響	期日前・当日 同運用	総合評価
高田第1	会津美里町役場 本庁舎	字新布才地1番地	○	○	○	○	○	○	○	8
高田第2	御田多目的集落センター	字谷地前甲2657番地3	×	×	×	×	×	×	×	2.5
田川	安田公民館	字高田前川原乙15番地1	×	○	○	×	×	×	×	4
永井野	宮川小学校	富川字上中川161番地1	○	△	△	○	○	○	×	6
菰薙	菰薙農業構造改善センター	菰薙字清水尻756番地	×	×	×	×	×	×	×	2.5
旭	旧宮川生涯学習センター 旭分館	旭館崎字若宮乙755番地2	×	○	○	×	○	○	×	5
勝川	旧勝川小学校	富川字富岡167番地	○	○	○	○	○	○	×	7
橋爪	橋爪公民館	橋丸字柳爪187番地	×	×	×	×	×	×	×	2
赤留	赤留集会所	赤留字竹ノ花2696番地	○	○	○	×	×	×	×	5
八木沢	八木沢公民館	八木沢字吉原3967番地1	×	○	×	×	×	×	×	3
雀林	雀林集落センター	雀林字柳元3500番地	×	○	×	×	×	×	×	2
尾岐	松浜農事集会所	松浜字道中田151番地1	×	○	×	×	×	×	×	3
西尾	西尾甲部集会所	西尾字中甲448番地1	×	○	×	×	×	×	×	3
東尾岐	東尾岐2区集会所	東尾岐字大神沢5819番地2	×	○	×	×	×	×	×	2
本郷第1	会津美里町役場本郷庁舎	字北川原41番地	○	○	○	○	○	○	○	8
本郷第2	福永集落センター	氷玉字古屋敷丙1636番地1	○	○	×	×	×	×	×	4
本郷第3	関山集落センター	氷玉字家ノ下1番地	×	△	×	×	×	×	×	2.5
本郷第4	堀良田集落センター	堀重岡字屋敷廻乙340番地	×	○	×	×	×	×	×	3
本郷第5	大門公会堂	大石字東寺田1389番地1	×	○	×	×	×	×	×	2
本郷第6	入宗構造改善センター	穂馬字後田甲1095番地1	×	○	×	×	×	×	×	3
本郷第7	新町集落センター	字思堀35番地	△	○	△	×	×	×	×	4
本郷第8	駅前会館	字黒川内29番地2	×	○	×	×	×	×	×	3
新屋敷	会津美里町役場新郷庁舎	鶴野辺字広町740番地	○	○	○	○	○	○	○	8
沢田	沢田公民館	和田目字沢田乙475番地2	×	○	×	×	×	×	×	2
出戸田沢	出戸田沢構造改善センター	沼田字百貫甲1353番地	×	○	×	×	×	×	×	3
入田沢	入田沢公民館	沼田字宮ノ前乙550番地3	×	×	×	×	×	×	×	1.5
佐賀瀬川	佐賀瀬川公民館	佐賀瀬川字西屋敷861番地	×	○	×	×	×	×	×	3
根岸	新館こども園	米田字堂ノ原甲150番地1	○	○	○	○	○	○	×	7
境野	境野公民館	境野字本村3370番地1	×	×	×	×	×	×	×	3
下小沢	下小沢公民館	小沢字村前乙81番地	×	×	×	×	×	×	×	2